

目次

1. 概要	1
1.1 はじめに	1
1.2 目的	1
1.3 適用範囲	1
2. 経済制裁法と規制	2
2.1 よくある質問	2
2.2 米国による経済制裁の背景	3
2.3 禁止行為	5
2.4 執行	6
3. 方針の要件	7
3.1 世界の貿易法、規制、および経済制裁に関するリスク評価	7
3.2 内部統制	8
3.3 トレーニング	9
3.4 法の対立	9
3.5 責任者	9

1. 概要●

1.1 はじめに

Techtronic Industries Company Limited (以下、「TTI」または「当社」)は、最高の倫理基準ならびに適用される法律、規則、および規制に準拠して事業運営に取り組んでいます。輸出入管理に関する法律および規制ならびに経済制裁は、国家安全保障、テロ対策、核拡散防止、犯罪防止、および人権に関する目的を達成するために政府が用いる外交政策の手段です。

1.2 目的

本方針の目的は次のとおりです。

- 輸出入管理に関する規制法、各種規制、および経済制裁を説明すること
- TTIが輸出入管理に関するすべての適用法および規制ならびに経済制裁法を遵守するために、TTIおよびそのサプライヤーが従うべき規則、基準、および期待事項を定めること
- TTIの従業員およびサプライヤーがコンプライアンスを維持するための手順および措置を確立するためのガイドラインを定めること

本方針または国際貿易に関する取引もしくは事項について質問がある場合は、Tim Rolland (グローバル貿易コンプライアンス部グループバイスプレジデント)まで以下のいずれかの手段でお問い合わせください。電子メール: tim.rolland@ttihq.com、または、携帯電話 (テキストメッセージ可): +1-954-551-8205 (フロリダ州フォートローダーデールのTTI米国本社)。

1.3 適用範囲

本方針は次の者に適用されます。

- TTIの子会社、関連会社、合併会社、およびTTIが50%以上の持分を有するその他の関連事業体を含む、TTIの全事業所および事業体 (以下、総称して「TTI」)のすべての従業員
- TTIのすべてのサプライヤー (サプライチェーンのいずれかの段階でTTIのサプライヤーに販売を行う間接的なサプライヤーを含む)。

2. 経済制裁法と規制

2.1 よくある質問

2.1.1 経済制裁とは何ですか？

経済制裁とは、制裁対象者の行動を変えさせるために政府や多国籍機関が用いる手段の一つです。状況や時期によって変化する国家安全保障上の目的や外交政策上の目的を満たすため、制裁法や規制の適用範囲は多様に設定されます。通常、経済制裁は、政府、個人、または事業体のうち、脅威とみなされる者や国際的な規範に違反している者が対象となります。経済制裁は多国間での発動が可能で、欧州連合や国際連合によって発せられることがあります。また、米国政府によるキューバへの通商禁止措置のように、単一の国の政府が一方的に発動することもあります。

2.1.2 経済制裁の目的は何ですか？

経済制裁は行動に対する懲罰や行動を変えさせることを目的としており、通常は、制裁対象者との貿易（商品やサービスの輸出入）を制限し、制裁対象者が資産（金銭や財産）を利用できないようにすることによって行われます。例えば、米国政府による他国、事業体、または個人への経済制裁では、多くの場合、制裁対象となる国、事業体、または個人とのあらゆる取引の実施やこれらの者にとって有益なあらゆるサービスの提供を米国人（後で定義）が実施することを禁止しています。

2.1.3 なぜ遵守することが重要なのですか？

違反した場合、または違反しているように見えるだけの場合であっても、当社が深刻な法律上、財務上、およびレピュテーション上のリスクを負ったり、当社およびその従業員が重い民事制裁を受けたりする可能性があります。また深刻なケースにおいては、刑事訴訟の対象となる可能性があります。したがって、本方針に違反した従業員は、解雇を含む懲戒処分の対象となることがあります。

2.1.4 制裁に関する参考サイト

欧州委員会制裁ホームページ

https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/banking-and-finance/international-relations/sanctions_en

米国政府制裁ホームページ

<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

国連安全保障理事会制裁ホームページ

<https://www.un.org/securitycouncil/sanctions/information>

2. 経済制裁法と規制

2.2 米国による経済制裁の背景

米国による経済制裁は、米国外でのTTI全社的な国家間取引(領土をまたがる性質の取引)に影響を与えるため、本方針では、米国による経済制裁プログラムの概要を詳しく説明します。

米国財務省の外国資産管理局(「OFAC」)は、制裁対象国、組織、および個人に対する主要な米国制裁プログラムの管理および執行を行っています。

米国の制裁は「米国人」に適用され、これには個人および事業体が含まれます。米国人には、所在地にかかわらず、米国民および米国永住者、ならびに米国に物理的に所在するあらゆる個人(米国民または米国永住者以外の者を含む)が該当します。法人に関しては、米国子会社ならびに米国および外国の支店も米国人に含まれます。TTIの全世界の会社組織は相互に関連しているため、**米国制裁法の遵守にあたっては、米国および外国におけるTTIのすべての子会社および支社が米国人とみなされます。**

OFACは、制裁プログラムの解釈と執行にあたり、米国政府の目的に基づいて広範な自由裁量を持っています。通常、OFACは、OFACの特定国籍業者リスト(以下、「SDNリスト」)で指定されている国や個人を対象とします。各国の制限はプログラムによって異なりますが、SDNリストの掲載者については、米国人による取引が一切認められていません(事前承認、特別ライセンス、またはその他の許可証によってOFACが特別に許可した場合を除きます)。禁止される取引には、支払い、便益の提供、サービスの提供などがあります。**SDNリストに基づく禁止事項は、リストに掲載されていなくても、単一または複数のSDNが50%以上を所有している事業体にも適用されます。**リストに未掲載でもSDNが利害関係を有していれば、その事業体が制裁の適用対象になるため、本方針では、想定される取引に応じてデューデリジェンス(TTIが取引やその検討を行っている事業体の所有構造を把握することなど)を実施することを重視しています。検討中の取引に関する特定の事実によっては、TTIの法務部による厳格なデューデリジェンスが必要になることがあります。事業体の所有者について疑わしい点がある場合、TTIの担当者は、その事業体と重要なやり取りを開始する前に、所属先の法務部長、グローバル貿易コンプライアンス部グループバイスプレジデント、およびTTIのバイスプレジデント兼法務部長に対し、審査と承認を書面で要請しなければなりません。

当社では、SDNリストに掲載されている事業体、またはSDNが50%以上を所有している事業体との取引を一切行わないことを方針としています。ただし、OFACから、または業務部門の法務部長、グローバル貿易コンプライアンス部グループバイスプレジデント、およびTTIのバイスプレジデント兼法務部長からまとまった形で、事前に書面で承認を得ている場合を除きます。

SDNリストは頻繁に更新されており、OFACのウェブサイト(<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/SDN-List/Pages/default.aspx>)で確認することができます。また、TTIの各業務部門が設けている特定の技術プラットフォームの選別ソリューションや、TTIがライセンスを受けているインターネットベースの照会ツール(Descartesなど)でもSDNリストを確認することができます。

2. 経済制裁法と規制

2.2 米国による経済制裁の背景

OFACによる制裁は、(i) 包括的制裁、(ii) 限定的制裁、(iii) リストベースの制裁にまとめることができます。以下の表は、各種別について詳細に説明し、対象国とリストベースのプログラムを一覧にしたものです。

種別	説明	対象国／プログラム
包括的制裁	包括的制裁では、米国人は、対象国とその政府との取引をすべて禁止されます。	<ol style="list-style-type: none"> 1. キューバ 2. イラン 3. クリミア地域(ウクライナ・ロシア間の紛争地域) 4. 北朝鮮 5. シリア 6. ベネズエラ
限定的制裁	限定的制裁プログラムでは、米国人は、ある国や地域との特定種類の取引に関与したり、そのような国や地域と関わりのある特定の個人や法人との取引に関与したりすることが禁止されます。禁止される行為はプログラムによって異なりますが、多くの場合、限定的制裁プログラムの対象となる個人や会社はSDNリストで指定されています。	<ol style="list-style-type: none"> 1. バルカン半島関連 2. ベラルーシ 3. ブルンジ関連 4. 中央アフリカ共和国 5. コンゴ民主共和国 6. イラク関連 7. レバノン関連 8. リビア 9. マグニツキー法 10. マリ関連 11. ニカラグア関連 12. ダイヤモンド原石貿易管理 13. ソマリア 14. スーダンおよびダルフール 15. 南スーダン関連 16. ウクライナ/ロシア関連 17. イエメン関連 18. ジンバブエ
リストベース	リストベースの制裁では、米国人は、特定の活動を理由として米国政府が制裁の対象としている個人、事業体、および組織との取引が禁止されます。限定的制裁プログラムの場合と同様に、この対象者もSDNリストに掲載されます。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 米国選挙に対する外国の干渉 2. テロリズムとテロ組織 3. 麻薬の違法売買 4. 大量破壊兵器の拡散に関与した者 5. サイバー関連の脅威に関与した者 6. 多国籍犯罪組織

2. 経済制裁法と規制

2.3 禁止行為

上述したように、制裁プログラムには複数の種類があり、プログラムによって広さや範囲が異なります。米国の経済制裁プログラムの中には、対象国との取引や対象国での取引をほぼすべて禁止しているものもあれば、特定の者との特定の取引や売買のみを禁止しているものもあります。包括的制裁の対象国と指定事業体については、米国法によって直接取引と間接取引が禁止されています。

- **直接取引の禁止** – 米国人は、制裁対象国やSDNとどのような形でも取引を行うことが禁止されています。これには、当社のサプライチェーンの中でいずれかの段階で制裁対象者に対して商品、サービス、または便益を直接的または間接的に提供することも含まれます。米国法では、制裁対象国から直接的または間接的に輸入を行うことを一般に禁止しています。
- **間接的取引の禁止**

助長 – 米国法では、米国人に対し、非米国人による制裁対象国や対象者との取引を「承認または助長」することを一般に禁止しています。例えば、禁止されている商行為を非米国の事業体に委託した場合、その米国人は、制裁対象国との取引を「助長」とみなされる可能性があります。この禁止事項は、米国会社による技術支援や経営支援など、このような取引の承認、助長、その他の支援行為を一般に禁止しています。

回避 – 米国法では、OFACの禁止事項を回避する取引を行ったり、そのような目的や効果を持つ取引を行ったりすることを一般に禁止しています。例えば、当社は、米国の制裁措置で禁止されている取引について、顧客がかかる取引を実施するための代替手段の模索に協力してはなりません。

¹この禁止事項は、通常、制裁対象国での生産後に第三国で「実質的に変更」された商品には適用されません。

2. 経済制裁法と規制

2.4 執行

OFACの制裁には厳格な責任が適用され、違反した個人や会社が米国法に違反していることを認識していたかどうかや、米国法に違反する意図があったかどうかは関係ありません。違反者には民事罰や刑事罰が科される可能性があります。米国の制裁法や規制に違反した場合の罰則は多岐にわたりますが、重い罰則が科される可能性があります。

2.4.1 個人責任

個人の場合、違反ごとに最大25万ドルの民事制裁金が科される可能性があります。米国の制裁に故意に違反した者は刑事罰の対象となる可能性があり、違反ごとに100万ドル以下の罰金または20年以下の拘禁（もしくはその両方）を科される可能性があります。さらに、従業員が本方針を遵守しなかった場合、それを理由として、解雇や雇用に関する利益の喪失などの懲戒処分が課される場合があります。

2.4.2 TTIの責任と社会的評価への損害

当社は、違反ごとに最大25万ドルの民事制裁金を科される可能性があり、米国の制裁法や規制に故意に違反した場合、違反ごとに刑事訴追および100万ドルの罰金の対象になる可能性があります。また、当社に停止命令が発せられたり、連邦政府や州政府との取引が禁止されたりする可能性があります。さらには、世間の評判に悪影響を与えたり、誠実性に関する商業上の評判に深刻な影響を与えたりする可能性があります。

米国の制裁の違反に関与した役員および取締役は、その行為に応じて民事罰または刑事罰が科される可能性があります。

2.4.3 欧州委員会、欧州連合による経済制裁

経済制裁は、欧州連合（「EU」）の共通外交・安全保障政策（詳細については、https://eeas.europa.eu/topics/common-foreign-security-policy-cfsp_enをクリックしてください）に欠かせない手段であるため、EUでは、国際平和と安全保障を促進するための包括的な外交政策と国家安全保障戦略の一環として、経済制裁が用いられています。米国やその他の国の制裁プログラムと同様に、EUでも、対象となる政府、事業体、団体、組織および／または個人の方針や行動の変化を促すために制裁（武器禁輸、禁輸措置等の貿易制限、金融制限、ビザや渡航の禁止による人の移動の制限など）を用いています。EUの制裁は、意図しない対象者への悪影響を最小限に抑える方法で実施されています（<https://sanctionsmap.eu/#/main>をクリックすると、最新のEU制裁対象国の地図を確認できます）。

2.4.4 米国や非米国の輸出入管理に関する法と規制

TTIが製品の販売や事業を行っているほぼすべての国では、国家安全保障上の利益を保護し、外交政策目的の達成を促進するため、輸出入管理が実施されています。また、こうした国の多くは、大量破壊兵器の拡散や通常兵器や関連材料の備蓄の不安定化を防ぐために、様々な国際輸出管理レジーム（ワッセナーアレンジメントなど）に参加しています。

例えば、米国では、米国商務省の産業安全保障局（「BIS」）が商用品（TTIの製品、技術、ソフトウェア、サービスなど）、軍民両用品、ならびに特定の軍需品の輸出および再輸出を管理しています。米国国土安全保障省の米国税関・国境警備局は、米国へのTTI製品の輸入を管理し、その他の米国の省や機関による法律および規制を執行しています。英国では、ビジネス・エネルギー・産業戦略省（「BEIS」）の一部である国際通商省が、商用品や軍民二重用途物品の輸出に関し所轄しています。

性質上、TTIの製品は商用品にあたりますが、輸出入を行うにあたり、TTIは、現地および現地外で適用される経済制裁および輸出入管理に関する法律および規制を遵守して、コンプライアンスを徹底する必要があります。

3. 方針の要件.

本方針は、TTI全社を対象としているため、一般的性質を備えています。個々の従業員は、本方針を読み、遵守する責任を負っています。本方針は、必要に応じて、実施手順について補足されることがあります。

3.1 世界の貿易法、規制、および経済制裁に関するリスク評価

当社の方針、手順、および業務におけるリスクを判断するため、リスク評価および監査（適切なスクリーニングおよびデューデリジェンス手順を判断するための、顧客、提供される製品やサービス、ウェブサイトへのアクセス、取引関係（当社に商品やサービスを提供するベンダーおよび当社のサプライチェーンを審査するための手順）、仲介業者、契約の相手方、取引、ならびに地理的所在などに関するリスク評価および監査を含む。）を実施しています。

グローバル貿易コンプライアンス部グループバイスプレジデントは、内部監査部や業務部門の法務部長と協力して、定期的なリスク評価および／もしくは監査を実施し、または実施させ、本方針への調整が必要となる法律上、実務上、または商業上の変更の有無を評価します。コンプライアンスを徹底するため、方針の調整、方針に基づく再トレーニング、不備の是正などを含む調整を実現するために必要な措置を講じます。

3. 方針の要件

3.2 内部統制

TTI各社は、すべての適用法および規制、さらには本方針の遵守を徹底するため、適切な内部統制を設けなければなりません。グローバル貿易コンプライアンス部グループバイスプレジデントは、輸出入管理法および規制ならびに経済制裁のコンプライアンス・リスクを適切に軽減する、会社の業務に合わせた方針および内部統制をTTIの業務部門が導入するために必要と思われるガイダンスを提供します。

TTI各社は、契約の締結や取引の実施前に、リスクに応じた適切な手順を実施して、SDNリスト、制裁対象国および別途適用される拒否者、除外者、その他の通商禁止または制裁リストに照らして、契約や取引の相手方のスクリーニングを行わなければなりません。TTIでは、取引をリアルタイムでスクリーニングすることができる適切な技術を利用できます。

本方針の遵守を徹底するため、TTI会社が取引を行う第三者（顧客、協業者、契約の相手方、ベンダー、サプライヤー、および従業員を含むが、これらに限定されない。）に対しては、SDNリストやその他の上述のリストに照らしてスクリーニングを実施する必要があります。上記のスクリーニングに関しては、事業体や個人と重要なやり取りを開始する前に、すなわち第三者と商取引を開始する前に、その第三者のデータ（名称、および国を含む住所など）をスクリーニングしなければなりません。さらに、TTI各社のデータベースに登録されている第三者のデータを定期的にスクリーニングして、初回のスクリーニングからの変更（その第三者がSDNリストに追加された場合など）を検出する必要があります。場合によっては、データの変更（名称や住所の変更など）に応じて、第三者データに対するスクリーニングの必要性を判断することがあります。

TTI法務部では、すべてのTTI事業に対し、制裁対象国または人（該当する拒否者、除外者、その他の通商禁止または制裁リストを含む）が関与している可能性がある取引の提案または違反の疑いを、業務部門の法務部長、TTIのグローバル貿易コンプライアンス部グループバイスプレジデント、およびTTIのバイスプレジデント兼法務部長に報告して、審査および決定、また必要に応じて調査を求めることを義務付けています。

スクリーニングにおいては、しばしば、名称がSDNリストの情報と（全部または一部が）一致するものの、実際はSDNリストに掲載されている事業体や個人とは異なるという「誤検出」が発生することがあります。「検出」が疑わしいときは、「検出」が「正しい」か「誤り」かを判断し、適切な措置を勧告するため、その問題を業務部門の貿易コンプライアンス責任者に報告する必要があります。そのような疑いが解消しない場合や違反の疑いが生じた場合、業務部門の貿易コンプライアンス責任者は、その問題をグローバル貿易コンプライアンス部グループバイスプレジデントに上申します。その後、必要に応じて、グローバル貿易コンプライアンス部グループバイスプレジデントがバイスプレジデント兼法務部長にさらに上申し、最終的な決定（OFACへの開示を含む。）を求めます。

TTI会社が特定の業務をベンダーに委託する場合、そのTTI会社は、本方針が現地の事業会社を実施するよう義務付けているスクリーニングや統制が業務委託先のベンダーによって適切に実施されるようにしなければなりません。今後、かかる義務が適用される業務委託契約を締結（既存の業務委託契約の更新、延長、変更を含む）するときは、第三者にスクリーニングと統制の実施義務を負わせる強制可能な契約条項を盛り込む必要があります。

適用される方針、手順、および内部統制の遵守を徹底するため、TTIは事業運営の監視、評価、および／または監査を行わなければなりません。グローバル貿易コンプライアンス部グループバイスプレジデントは、内部監査部（または、その委任を受けた者）と協力して、遵守状況を監視する責任を負っています。TTI各社が使用するコンプライアンスまたは監査チェックリストは、グローバル貿易コンプライアンス部グループバイスプレジデント（または、その委任を受けた者）が作成し、TTIに合わせて調整されます。不十分な点が明らかになった場合、グローバル貿易コンプライアンス部グループバイスプレジデントは、内部監査部と協力して、根本原因に対処するための是正措置を当社が直ちに講じるようにしなければなりません。

3. 方針の要件

3.3 トレーニング

グローバル貿易コンプライアンス部グループバイスプレジデント(または、その委任を受けた者)は、本方針に基づくコンプライアンストレーニングに関する業務について責任を負っています。当該者は、対象となるすべてのTTI従業員に向けたトレーニングプログラムの準備と普及を行うことについて主な責任を負うと共に、本方針の要件を実施する責任を負う従業員に適用される方針、手順、および内部統制に関して、適切なコミュニケーションとトレーニングを行ってTTI会社を支援することについて主な責任を負います。

業務部門は、トレーニング受講者の氏名、役職、連絡先情報、さらにはコース名やトレーニングセッションの長さなど、すべての正式なトレーニング記録を保持しなければなりません。

3.4 法の対立

ある国が適用する経済制裁(および、輸出管理法や規制)が、国家安全保障上や外交政策上の理由(障壁規則など)から、他国による反対を受けられる場合があります。この重要な例として、カナダが米国による一方的なキューバへの通商禁止措置に反対しています。こうした対立は、国際的に事業活動を行う会社にとって特別なコンプライアンス上の課題となります。この種の対立に関する問題が発生した場合は、必ず、すべての適用法に基づく潜在的な法的リスクに対処するため、グローバル貿易コンプライアンス部バイスプレジデントに上申する必要があります。

3.5 責任者

TTIの法務部長、法務副部長、またはグローバル貿易コンプライアンス部バイスプレジデント(または、その委任を受けた者)は、本方針の妥当性を定期的に評価しなければならず、また本方針が変更された場合は、その承認を行わなければなりません。

